

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年10月18日(2023.10.18)

【公開番号】特開2023-145806(P2023-145806A)

【公開日】令和5年10月11日(2023.10.11)

【年通号数】公開公報(特許)2023-191

【出願番号】特願2023-131967(P2023-131967)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10 (2012.01)

10

【F I】

G 06 Q 50/10

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月5日(2023.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の乗物をそれぞれ貸出し対象として保管することが可能な複数のステーションの各々において、ユーザの通信機器を用いることにより、前記複数の乗物のうち前記ユーザによって選択された選択乗物を前記ユーザに貸し出すことを許可する乗物貸出しシステムであって、

貸出し時および返却時に、前記複数のステーションのうちユーザが現に居るいずれかのステーションを特定するステーション特定部であって、前記いずれかのステーションに設置されたステーション側通信機器から前記ユーザの通信機器が受信したステーション情報に基づいて前記いずれかのステーションを貸出ステーションまたは返却ステーションとして特定するものと、

各乗物において、その乗物を特定するための情報を含む乗物情報を、前記いずれかのステーションに現に居るユーザであって当該乗物の貸出しを希望するものにイメージとして提供する提供部と、

貸出し時に、前記通信機器によって前記イメージとして読み取られた前記乗物情報に基づいて今回の乗物を特定する乗物特定部と、

前記特定された今回の乗物が前記複数の乗物のうちのいずれかと一致する場合に、前記今回の乗物を前記選択乗物として、前記特定された貸出ステーションと、前記特定された選択乗物とに基づき、前記貸出ステーションにおいて前記選択乗物を前記ユーザに貸し出すことを許可する貸出し許可部と、

返却時に、前記ユーザに前記乗物情報の入力を要求することなく、前記特定された返却ステーションに基づき、前記ユーザが前記選択乗物を前記返却ステーションに返却することを許可する返却許可部と

を含む乗物貸出しシステム。

【請求項2】

暗証番号が適用されると解錠する錠が各乗物に関連付けて使用され、

当該乗物貸出しシステムは、前記貸出し許可部が前記選択乗物を前記ユーザに貸し出すことを許可する場合に、前記選択乗物に対応する前記錠に適用されるべき暗証番号を前記ユーザの通信機器に送信する暗証番号送信部であって、前記暗証番号が前記ユーザの通信機器を経由して前記錠に適用されることを可能にするものを含む請求項1に記載の乗物貸

40

50

出しシステム。

【請求項 3】

複数の乗物をそれぞれ貸出し対象として保管することが可能な複数のステーションの各々において、ユーザの通信機器を用いることにより、前記複数の乗物のうち前記ユーザによって選択された選択乗物を前記ユーザに貸し出すことを許可する乗物貸出しシステムであって、

貸出し時および返却時に、前記複数のステーションのうちユーザが現に居るいずれかのステーションを特定するステーション特定部であって、前記いずれかのステーションに現に居るユーザの通信機器のうちの測位部によって測定された現在位置に基づいて前記いずれかのステーションを貸出ステーションまたは返却ステーションとして特定するものと、

各乗物において、その乗物を特定するための情報を含む乗物情報を、前記いずれかのステーションに現に居るユーザであって当該乗物の貸出しを希望するものにイメージとして提供する提供部と、

貸出し時に、前記通信機器によって前記イメージとして読み取られた前記乗物情報に基づいて今回の乗物を特定する乗物特定部と、

前記特定された今回の乗物が前記複数の乗物のうちのいずれかと一致する場合に、前記今回の乗物を前記選択乗物として、前記特定された貸出ステーションと、前記特定された選択乗物とに基づき、前記貸出ステーションにおいて前記選択乗物を前記ユーザに貸し出すことを許可する貸出し許可部と、

返却時に、前記ユーザに前記乗物情報の入力を要求することなく、前記特定された返却ステーションに基づき、前記ユーザが前記選択乗物を前記返却ステーションに返却することを許可する返却許可部と

を含む乗物貸出しシステム。

【請求項 4】

前記提供部は、各乗物において前記乗物情報をコードとして表示する表示媒体を含む請求項1ないし3のいずれかに記載の乗物貸出しシステム。

【請求項 5】

前記返却許可部は、前記特定された返却ステーションが真正であるか否かを判定する判定部を含み、

当該乗物貸出しシステムは、さらに、

前記特定された返却ステーションが真正であると判定された場合に、前記ユーザが前記選択乗物を利用した対価としての利用料金を、銀行決済とクレジット決済とプリペイド決済とのうちの少なくとも1つの決済方式によって決済するための処理を行う決済処理部と、

前記利用料金の決済が終了すると、前記利用料金の支払い完了を表す信号を前記ユーザの通信機器に送信する送信部と

を含む請求項1ないし3のいずれかに記載の乗物貸出しシステム。

【請求項 6】

複数のステーションのうちのいずれかにおいて、ユーザによって選択された乗物である選択乗物を借りることを希望するユーザの通信機器のコンピュータによって実行される乗物貸出しプログラムであって、

前記通信機器が、複数の機能として、

貸出し時および返却時に、前記いずれかのステーションに設置されたステーション側通信機器から、前記いずれかのステーションを特定するためのステーション情報を受信する受信機能と、

貸出し時に、いずれかの乗物においてその乗物を特定するための乗物情報をコードとして表示する表示物のうちの前記コードを読み取る貸出し時読み取り機能と、

貸出し時に、前記ステーション情報を前記乗物情報を管理サーバに送信する貸出し時送信機能と、

返却時に、前記乗物情報を除き、前記ステーション情報を前記管理サーバに送信する返却

10

20

30

40

50

時送信機能と
を含み、

前記複数の機能を実現するために実行される乗物貸出しプログラム。

【請求項 7】

前記管理サーバは、
貸出し時および返却時に、前記通信機器から受信したステーション情報を基づいて前記い
ずれかのステーションを貸出ステーションまたは返却ステーションとして特定し、
貸出し時に、前記乗物情報を基づいて今回の乗物を特定し、
前記特定された今回の乗物が前記複数の乗物のうちのいずれかと一致する場合に、前記今
回の乗物を前記選択乗物として、前記特定された貸出ステーションと、前記特定された選
択乗物とに基づき、前記貸出ステーションにおいて前記選択乗物を前記ユーザに貸し出す
ことを許可し、
返却時に、前記ユーザに前記コードの読み取りを要求することなく、前記特定された返却ス
テーションに基づき、前記ユーザが前記選択乗物を前記返却ステーションに返却すること
を許可する請求項 6 に記載の乗物貸出しプログラム。

10

20

30

40

50

【請求項 8】

複数のステーションのうちのいずれかにおいて、ユーザによって選択された乗物である
選択乗物を借りることを希望するユーザの通信機器のコンピュータによって実行される乗
物貸出しプログラムであって、

前記通信機器が、複数の機能として、
貸出し時および返却時に、前記ユーザの現在位置を測位する測位機能と、
貸出し時に、いずれかの乗物においてその乗物を特定するための乗物情報をコードとして
表示する表示物のうちの前記コードを読み取る貸出し時読み取り機能と、
貸出し時に、前記ステーション情報を前記乗物情報を管理サーバに送信する貸出し時
送信機能と、
返却時に、前記乗物情報を除き、前記ステーション情報を前記管理サーバに送信する返却
時送信機能と

を含み、

前記複数の機能を実現するために実行される乗物貸出しプログラム。

【請求項 9】

前記管理サーバは、
貸出し時および返却時に、前記測位機能によって測位された現在位置に基づいて前記い
ずれかのステーションを貸出ステーションまたは返却ステーションとして特定し、
前記貸出し時に、前記乗物情報を基づいて今回の乗物を特定し、
前記特定された今回の乗物が前記複数の乗物のうちのいずれかと一致する場合に、前記今
回の乗物を前記選択乗物として、前記特定された貸出ステーションと、前記特定された選
択乗物とに基づき、前記貸出ステーションにおいて前記選択乗物を前記ユーザに貸し出す
ことを許可し、
返却時に、前記ユーザに前記コードの読み取りを要求することなく、前記特定された返却ス
テーションに基づき、前記ユーザが前記選択乗物を前記返却ステーションに返却すること
を許可する請求項 8 に記載の乗物貸出しプログラム。

【請求項 10】

請求項 6 または 7 に記載のプログラムをコンピュータ読み取り可能に記録した記録媒体
。

【請求項 11】

請求項 8 または 9 に記載のプログラムをコンピュータ読み取り可能に記録した記録媒体
。